後期高齢者医療の窓口負担割合が「2割」の方 への配慮措置の終了について

窓口負担割合が「2割」となる方への配慮措置が令和7年9月30日で終了します。

窓口負担割合が「2割」となる方に対しては、 1か月の外来医療の負担「増加」額を3,000円 までに抑える配慮措置(入院の医療費は対象 外)が令和4年10月から実施されていました が、当初の案内のとおり、その配慮措置が令 和7年9月30日で終了となります。

10月1日以降の外来医療の自己負担限度額は、通常の高額療養費制度における2割負担対象者の自己負担上限額(18,000円)となりますのでご留意ください。

問い合わせ窓口として、厚生労働省がコールセ ンターを設置していますのでご活用ください。

後期高齢者医療制度改正に係るコールセンター

【設置期間】

令和7年7月1日~令和8年3月31日 ※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】

午前9時~午後6時

【電話番号】

0120-117-571 (フリーダイヤル)